

環境省組織令の一部を改正する政令の施行に伴う関係規定の整備について

平成 17 年 10 月 6 日

環境省の組織が 10 月 1 日に再編されたことに伴い、改廃された組織又は官職の名称を記載している以下の関係規定を改正する必要。

なお、このうち、関係府省申合せについては、10 月 3 日に改正が行われましたので、食品安全委員会に報告します。

1 食品安全委員会決定事項（案）

（1）食品安全委員会緊急時対応基本指針（別紙 1）

水・大気環境局水環境課 ← 環境管理局水環境部企画課

（2）食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（別紙 2）

水・大気環境局水環境課 ← 環境管理局水環境部企画課

2 関係府省申合せ（報告）

（1）食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について

水・大気環境局長	←	環境管理局水環境部長
水・大気環境局	←	環境管理局水環境部
土壌環境課農薬環境管理室長		土壌環境課農薬環境管理室長
水・大気環境局水環境課	←	環境管理局水環境部企画課
課長補佐		課長補佐

（2）食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

水・大気環境局水環境課 ← 環境管理局水環境部企画課

（3）食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱

水・大気環境局水環境課 ← 環境管理局水環境部企画課

食品安全委員会緊急時対応基本指針（平成 16 年 4 月 15 日食品安全委員会決定）の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
2 情報連絡体制の整備 (1) (略) (2) リスク管理機関との情報連絡体制の整備 ① (略) ② 情報・緊急時対応課は、食品危害情報等について、平時から、リスク管理機関との情報の交換を緊密に行うこととする。なお、リスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。 ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 ・ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 ・ <u>環境省水・大気環境局水環境課</u>	2 情報連絡体制の整備 (1) (略) (2) リスク管理機関との情報連絡体制の整備 ① (略) ② 情報・緊急時対応課は、食品危害情報等について、平時から、リスク管理機関との情報の交換を緊密に行うこととする。なお、リスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。 ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 ・ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 ・ <u>環境省環境管理局水環境部企画課</u>

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行												
I 平時からの対応 1 平時からの準備体制 情報・緊急時対応課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。 (1) ～ (3) (略) (4) 委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の情報連絡窓口の設置（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照） <委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口> ・ 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 ・ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 ・ <u>環境省水・大気環境局水環境課</u> 2・3 (略) (別添2) リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧 ■ 厚生労働省・農林水産省 (略) ■ 環境省 (代表) 03-3581-3351 <table><tr><td>【情報連絡窓口】</td><td>直通電話番号</td><td>FAX 番号</td></tr><tr><td>水・大気環境局水環境課</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX 番号	水・大気環境局水環境課	(略)	(略)	I 平時からの対応 1 平時からの準備体制 情報・緊急時対応課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。 (1) ～ (3) (略) (4) 委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の情報連絡窓口の設置（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照） <委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口> ・ 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 ・ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 ・ <u>環境省環境管理局水環境部企画課</u> 2・3 (略) (別添2) リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧 ■ 厚生労働省・農林水産省 (略) ■ 環境省 (代表) 03-3581-3351 <table><tr><td>【情報連絡窓口】</td><td>直通電話番号</td><td>FAX 番号</td></tr><tr><td>環境管理局水環境部企画課</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX 番号	環境管理局水環境部企画課	(略)	(略)
【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX 番号											
水・大気環境局水環境課	(略)	(略)											
【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX 番号											
環境管理局水環境部企画課	(略)	(略)											

「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」
の一部改正について

〔平成17年10月3日〕
関係府省申合せ

環境省組織令の一部を改正する政令（平成17年政令第228号）の施行に伴い、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

〈別紙〉

「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
記 5 会議の開催 基本的事項第5の1（4）の関係府省連絡会議として、次に掲げる会議を開催すること。 （1）食品安全行政に関する関係府省連絡会議 ① （略） ② 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。 内閣府食品安全委員会事務局長（議長） 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 農林水産省消費・安全局長 <u>環境省水・大気環境局長</u> ③～⑥ （略） （2）リスクコミュニケーション担当者会議 ① （略） ② 担当者会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当者会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。 内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官 厚生労働省大臣官房参事官 農林水産省消費・安全局消費者情報官 <u>環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長</u> ③ （略） （3）食品リスク情報関係府省担当者会議 ① （略）	記 5 会議の開催 基本的事項第5の1（4）の関係府省連絡会議として、次に掲げる会議を開催すること。 （1）食品安全行政に関する関係府省連絡会議 ① （略） ② 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。 内閣府食品安全委員会事務局長（議長） 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 農林水産省消費・安全局長 <u>環境省環境管理局水環境部長</u> ③～⑥ （略） （2）リスクコミュニケーション担当者会議 ① （略） ② 担当者会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当者会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。 内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官 厚生労働省大臣官房参事官 農林水産省消費・安全局消費者情報官 <u>環境省環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室長</u> ③ （略） （3）食品リスク情報関係府省担当者会議 ① （略）

② 担当省会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当省会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課課長補佐
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐
農林水産省消費・安全局総務課課長補佐
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐
環境省水・大気環境局水環境課課長補佐

③ (略)

② 担当省会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当省会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課課長補佐
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐
農林水産省消費・安全局総務課課長補佐
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐
環境省環境管理局水環境部企画課課長補佐

③ (略)

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱の一部改正について

〔平成17年10月3日〕
関係府省申合せ

環境省組織令の一部を改正する政令（平成17年政令第228号）の施行に伴い、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（平成16年4月15日関係府省申合せ）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

〈別紙〉

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（平成16年4月15日関係府省申合せ）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
3 緊急時における情報連絡体制等 (1) 情報連絡体制の整備 委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。 なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。 ① 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 ② 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 ③ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 ④ <u>環境省水・大気環境局水環境課</u> (2)・(3) (略)	3 緊急時における情報連絡体制等 (1) 情報連絡体制の整備 委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。 なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。 ① 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 ② 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 ③ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 ④ <u>環境省環境管理局水環境部企画課</u> (2)・(3) (略)

食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の一部改正について

〔平成17年10月3日〕
関係府省申合せ

環境省組織令の一部を改正する政令（平成17年政令第228号）の施行に伴い、食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱（平成17年4月21日関係府省申合せ）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

〈別紙〉

食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱（平成17年4月21日関係府省申合せ）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
2 情報連絡体制の整備 委員会及びリスク管理機関は、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。 (1) 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 (2) 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 (3) 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 (4) <u>環境省水・大気環境局水環境課</u>	2 情報連絡体制の整備 委員会及びリスク管理機関は、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。 (1) 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 (2) 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 (3) 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 (4) <u>環境省環境管理局水環境部企画課</u>

7